

いいだ法人

第145号

2021・4

春 Spring

(題字 石井清美会長 筆)



一般社団法人 飯田法人会



伊那谷の春 (松川町)

中央アルプスの雪山を背に白い梨の花が咲き、道沿いには芝桜が満開でした。

撮影：松島信雄氏

主な内容

税務署だより	2～3	「コロナ禍での労務相談Q & A」 お知らせ掲示板	9
「税込み価格の総額表示」 税理士会だより	4	税務署・税理士会との懇談会	10
「令和3年度 税制改正のポイント」 令和3年度事業計画	5～6	女性部会だより・第5回「絵はがきコンクール」 作品の展示	11
令和3年度収支予算書	7	ご入会会員紹介	12
社労士コラム	8～9	租税教育ポスター・編集後記	12

コロナ拡大防止のために
今、できることを！

同封の法人会シール 会員証 と 台紙

電子申告e-Taxの普及により従来の申告書への会員証・研修会参加シール添付が不可能なためシール台紙を配布しています。シールを貼り、申告時期に投函してください。(切手不要)

【目的】①企業として、経営者として、税務・税制を勉強し「正しい納税」に努力をしている姿勢を税務当局にアピール ②正しい申告を心がける経営者としての自覚 ③多くの会員企業の利用により会員の地位向上を目指す。

みんなで回覧しましょう



社								経
長								理
								担
								当

差出人(差出發送代行) 返還先
 (株)長野県中日サービスセンター 〒395-0073 飯田市松川町2211メルセンビル1階
 このお荷物をご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会 〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
 TEL.0265(52)5775



税務署だより

再確認！

令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になりました！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭不值札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていましたが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になりました。

よくあるご質問 (FAQ)

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」(平成25年9月10日 消費者庁)をご覧ください。



Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていれば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要があります。

※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm



●税理士会だより

令和3年度 税制改正のポイント



関東信越税理士会
飯田支部長
藤網 俊夫

飯田法人会の皆様におかれましては、日ごろから当税理士会の事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、世界経済をはじめ日本経済や我々の地域の経済活動にまで広く深刻な被害をもたらし続けています。

その一方で私たちは様々な新たな生活様式へ対応が求められ、経済のデジタル化も加速しています。

令和2年12月21日閣議決定した税制改正大綱は、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けています。あわせて、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするために、住宅ローン控除の特例の延長等を行うというものです。

◎中小企業を支援する主なものは以下の通りです。

(1) 中小企業向け投資促進税制等の延長等

①中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

○租税特別措置法による軽減税率（税率15%）の適用期限が2年延長されました。

【租税特別措置法による軽減税率とは】 中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の税率を15%（本則：19%）とする制度。

○中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等がなされた上で、適用期限が2年延長されました。

【中小企業投資促進税制とは】 中小企業者等が、特定機械装置等の取得等をした場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

○商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、中小企業投資促進税制と統合の上、廃止されます。

【商業・サービス業・農林水産業活性化税制とは】 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者等が、経営改善のために店舗改修などの設備投資を行った場合に30%の特別償却又は7%の税額控除ができる制度。

○中小企業経営強化税制について、経営資源集約化設備を追加した上、適用期限が2年延長されます。

【中小企業経営強化税制とは】 中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合に即時償却又は7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる制度。

②地域未来投資促進税制の見直し

○地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、事業の先進性の判断基準に投資収益率又は労働生産性に係る要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加する等の見直しを行った上、適用期限が2年延長されます。

(2) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

○中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長されます。

	＜改正前＞	＜改正後＞
要件	①継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率 1.5%以上 ②雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること	①雇用者給与等支給額：対前年度増加率 1.5%以上
税額控除	○雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15% の税額控除 ○継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が 2.5% 以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を 10% 上乘せ(→合計25%) ○税額控除額は法人税額の 20% を限度	○雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15% の税額控除 ○雇用者給与等支給額の対前年度増加率が 2.5% 以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件※を満たす場合には、控除率を 10% 上乘せ(→合計25%) ○税額控除額は法人税額の 20% を限度

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

①当期の教育訓練費≥前期の養育訓練費の 1.1 倍 ②中小企業等経営強化法の認定に係る計画

（【改正後】中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加）における経営力向上の証明

こうしたコロナ禍を踏まえたくうで、税制の見直しがなされていますが、従来のものより要件が緩和される等、適用が受けやすいものとなっていると思われます。

今後もコロナ禍の影響により税制関連の動向には十分注意していくことが必要です。

*一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息し、従来の平穏な生活に戻る事を願っています。

令和 3 年 3 月 25 日開催の理事会にて令和 3 年度事業計画並びに予算が承認されました。

今年 10 月からは消費税インボイス制度の登録申請の受付が始まることから税制についての周知・情報提供・研修に重点を置き、事業を推進してまいります。

令和3年度 事業計画

I. 事業活動基本方針

コロナ感染拡大の防止に努めながら飯田税務署ならびに税理士会他関係団体との連携を図り、公益的事業を展開するとともに、会員企業にとって魅力ある事業を提供し、企業の発展、税知識・納税意識の向上を目指す。

- 会員企業の恒久的、安定的かつ健全な繁栄に資するための事業（オンライン含む）を企画し、参加・利用を呼び掛ける。
- 会員企業の意見、要望を汲み上げ、税務当局等行政とのパイプ役を果たす。
- 地域のオピニオンリーダーとして、公平・公正な税制の実現等会員企業の経営環境の改善並びに社会全体の発展に努める。

以上実現のために、研修・広報・相談・福利厚生・税制要望具申・異業種交流・社会貢献の 7 つの柱により事業を展開する。

II. 事業計画

1. 公益事業

(1) 税務知識の普及事業

- ①税に関する研修会、支部別税務研修会の開催
研修会・講演会開催については、コロナ対策を講じ可能ならばオンライン参加の併設
- ②決算期別説明会の開催（年 4 回）（オンライン参加の併設）
 - ・第 1 講座…税務署による「税制改正と申告の注意点」
 - ・第 2 講座…税理士による「インボイス制度について」（第 2 講座はコロナ状況により開催）
- ③税制・経営資料の提供
 - ・全法連機関紙「ほうじん」会報へ同封し全会員へ配布（年 4 回）
 - ・参考小冊子の無料配布
- ④新設法人説明会（於：税務署 4 月・10 月）
（オンライン参加の併設）

(2) 納税意識の高揚と税制の調査研究事業

- ① e-Tax の普及・利用拡大へ向けた啓蒙・支援活動
- ②会員の税制に関する提言・意見の集約
 - ・「第 15 回会員税関係アンケート」の実施
 - ・全法連アンケート実施（正副会長、常任理事、税制委員）
- ③税制改正の要望、陳情活動

・県連・全法連を通じ税制改正の要望

・支部から各市町村へ提言書提出

④税制、税務の研究及び研修

税理士会役員を相談役に委嘱し、委員会等で税制・税務の研究及び研修

⑤関係機関との協議開催

飯田税務連絡懇談会へ出席し、税務署及び税務関係団体と意見交換

⑥全国法人会連合会・県連合会が行う税制セミナーへの参加

⑦租税教育事業

・租税教育推進連絡協議会への参加・協力・表彰
各支部で出席し支部長表彰及び記念品の贈呈

・租税教育推進連絡協議会で小学生を対象とした「税に関するポスター」優秀作品を表彰、また応募者全員へ「税の P R 下敷き」を贈呈

・青年部による租税教室（出前授業）開催、租税教育冊子等配布

・女性部による「税に関する絵はがきコンクール」作品募集

優秀作品への飯田税務署長賞・飯田法人会長賞等授与・表彰式及び応募者全員へ記念品贈呈
全国法人会連合会女性部連絡協議会絵はがきコンクールへの出展

⑧受講証（申告書添付シール）発行及び e-Tax 申告企業用シール台紙配布（4 月号同封及び随時）

・決算説明会出席証（オレンジ色）

・各種研修会出席証（黄色）

・新設法人説明会出席証（青色）

・会員証（水色）（4 月号会報同封）

・ e-Tax 申告用シール台紙配布

（4 月号会報同封及び随時）

⑨「税を考える週間」行事に協賛

租税教育表彰作品会報掲載、市内大型店表彰作品展示、税務講演会参加

⑩税の広報事業

・研修会参加者増員策の推進（新聞掲載 P R 等）

・会報、ホームページを通じ税に関する情報発信と周知、内容の検討

⑪研修会等各種機会を捉え税制、税務の資料提供・配布

⑫消費税滞納防止に協力

・当会封筒及び会報表紙印刷により納税意識の喚起

・「消費税期限内完納」及び納税準備資金の徹底周知（会報広告掲載）

(3) 地域社会貢献事業

- ①黄色いハンカチ運動推進（女性部）
ハンカチ配布（飯田市役所、飯田観光協会、病院他）と助け合いの呼びかけ推進
- ②経済講演会…商工会議所講演会を後援し、チラシ案内配布
- ③総会時の記念講演会（本会・支部）
・講演会の開催と一般聴講歓迎
・一般市民参加募集及び参加し易い講習講演会開催
- ④結婚支援事業…ホームページ掲載・会報への案内チラシ封入

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業

- ①中小企業会計セミナー
- ②若手経営者・経理担当者実践経営者塾
- ③青年部・女性部総会記念講演会
- ④税務署長講話
- ⑤会員企業研修DVDレンタルサービス・インターネットセミナーの提供とPR
- ⑥会報誌「いいだ法人」の編集、発行（年4回…4月、7月、10月、1月）
- ⑦顧問弁護士制度による無料相談の実施（通年…下平秀弘弁護士、原正治弁護士、長谷川敬子弁護士）

2. 共益事業

(1) 会員の交流及び増強に資する事業

- ①役員研修会・支部研修会・総会及び会員親睦交流会の開催
- ②会員親睦ゴルフコンペ
開催予定日 令和3年10月15日(金)於あららぎC.C.
- ③支部・青年部・女性部親睦事業の支援
- ④組織強化事業
・会員増強運動の実施計画立案と推進及び支部長・組織・厚生制度連協合同会議の開催
・新設法人に対する入会勧奨（勧奨案内の送付、説明会での加入勧奨）
・税理士会との協議会で会員増強の協力依頼（三者懇談会）
・会員増強協力者、目標達成支部の表彰と記念品贈呈
・「法人会のご案内」等作成・配布（会員加入勧奨に活用）
会員募集用「飯田法人会入会メリット」パンフレット作成
・会員台帳管理、未加入名簿の整理及び作成、休廃業法人整理
・支部・青年部・女性部組織の拡大強化、会員増強へ協力依頼

・先進法人会視察研修

- ⑤全国大会
・法人会「全国大会」（岩手10月7日）
・青年部「青年の集い」（佐賀11月26・27日）
・女性部「女性フォーラム」（新潟11月16日）
- ⑥県連合同例会
・青年部…諏訪（未定）
・女性部…伊那（10月1日）
- ⑦その他会運営に関する事業
・令和3年度決算及び令和4年度予算編成
・会費自動振替率の向上
・諸会議の開催
通常総会（6月3日）、正副会長会、理事会（5月、12月、3月）、委員会、支部長会、支部事務局会議等
・諸規定の見直しと整備

(2) 会員の福利厚生事業

- ①会員健康診断等の実施及び大型保障加入者補助金交付
・脳ドック…随時（瀬口脳神経外科病院）
・成人病予防健診…9月14日（火）15日（水）
於）南信州・飯田産業センター
・「がん検診」PET/CT検査…随時（長野赤十字病院）
- ②厚生制度推進目標達成支部ならびに優秀推進員表彰
- ③福利厚生制度の目標設定と推進
・受託会社（大同生命、AIG損保、アフラック）の協力を得て、福利厚生制度を積極的に推進する。
【企業のための保障制度】
・企業防衛と経営者退職金準備「経営者大型総合保険制度」
・経営者のトータル保障プラン「経営者大型総合保険制度」
・介護新保険（収入リリーフ、介護リリーフ）
・給与サポート保険
・がん治療と対策 「がん保険制度」
・万一の災害に備え 「ビジネスガード」
・マイナンバー保険
・役員責任保険（マネージメントプロテクション保険）
・高齢化・介護への備え 「介護保険制度」
・入院時の治療に重点 「医療保険制度」
- ④福利厚生制度推進連絡協議会の開催
- ⑤福利厚生制度の経営者・社員への有効活用研修会の開催
- ⑥福利厚生制度推進施策、親睦事業の現状調査
- ⑦優良経理担当者表彰の実施（総会時）

令和 3 年度 収支予算書

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	予 算 額	2 年 度 予 算 額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	8,000	8,000	0	
特定資産受取利息	7,700	7,700	0	受取利息
特定資産受取配当金	300	300	0	受取配当金
受取会費	12,300,000	12,600,000	△ 300,000	
正会員受取会費	12,000,000	12,400,000	△ 400,000	会員会費
賛助会員受取会費	300,000	200,000	100,000	賛助会員会費
事業収益	400,000	500,000	△ 100,000	
参加者負担金	400,000	500,000	△ 100,000	参加負担金
受取補助金等	12,042,240	12,314,700	△ 272,460	
受取県連補助金	262,540	515,000	△ 252,460	県連補助金
受取全法連助成金振替額	11,729,700	11,749,700	△ 20,000	全法連助成金
受取全法連補助	50,000	50,000	0	全法連補助金
雑収益	101,000	101,000	0	
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収入	100,000	100,000	0	全法連事業助成
経常収益計	24,851,240	25,523,700	△ 672,460	
(2) 経常費用				
事業費	22,908,961	23,484,861	△ 575,900	
給料手当	6,786,000	6,801,600	△ 15,600	給与費
退職給付費用	156,600	156,960	△ 360	退職金引当
福利厚生費	1,218,000	1,351,600	△ 133,600	法定福利費
会議費	431,953	488,541	△ 56,588	会議開催費
委員会費	180,000	250,000	△ 70,000	委員会開催費
旅費交通費	1,413,600	1,537,741	△ 124,141	会議等出席旅費
通信運搬費	1,657,637	1,322,353	335,284	会報資料送付
表彰費	350,000	350,000	0	表彰祝い金等
消耗品費	131,280	133,872	△ 2,592	消耗品購入
印刷製本費	1,816,330	1,807,378	8,952	会報等印刷
水道光熱費	52,200	52,320	△ 120	電気料
事務所賃借料	678,600	680,160	△ 1,560	事務所賃借料
諸謝金	1,000,000	1,000,000	0	講習会講師謝金
支払負担金	324,977	280,416	44,561	参加費・加盟金
支払助成金	80,000	150,000	△ 70,000	事業等費用補助
教材費	120,000	200,000	△ 80,000	租税教育参加費等
物品費	270,000	300,000	△ 30,000	黄色いハンカチ他
会場費	600,000	500,000	100,000	会場借上料
広告宣伝費	90,000	90,000	0	広告費
リース料	191,400	104,640	86,760	事務機材リース料
事務所管理費	104,400	104,640	△ 240	事務所管理費用
新聞図書費	52,200	87,200	△ 35,000	新聞定期購読物
支払手数料	191,400	218,000	△ 26,600	振込料等
費用補助	5,000,000	5,500,000	△ 500,000	支部部会等事業補助
雑費	12,384	17,440	△ 5,056	諸雑費
管理費	1,842,279	1,937,140	△ 94,861	
給料手当	1,014,000	998,400	15,600	給与費
退職給付費用	23,400	23,040	360	退職金引当
福利厚生費	182,000	198,400	△ 16,400	法定福利費
会議費	48,048	61,459	△ 13,411	会議開催
旅費交通費	36,400	62,259	△ 25,859	会議等出席旅費
通信運搬費	92,365	27,647	64,718	会報資料送付
消耗品費	18,720	16,128	2,592	消耗品購入
修繕費	130,000	150,000	△ 20,000	什器備品修繕
印刷製本費	33,670	42,623	△ 8,953	会報等印刷
水道光熱費	7,800	7,680	120	電気料
事務所賃借料	101,400	99,840	1,560	事務所賃借料
支払保険料	35,000	50,000	△ 15,000	備品他損害保険
租税公課	2,000	2,000	0	バイク市税
支払負担金	25,025	19,584	5,441	参加費・加盟金
渉外慶弔費	10,000	100,000	△ 90,000	渉外費慶弔費
リース料	28,600	15,360	13,240	事務機材リース料
事務所管理費	15,600	15,360	240	事務所管理費用
新聞図書費	7,800	12,800	△ 5,000	新聞定期購読物
支払手数料	28,600	32,000	△ 3,400	振込料等
雑費	1,851	2,560	△ 709	諸雑費
経常費用計	24,751,240	25,422,001	△ 670,761	
評価損益等調整前当期経常増減額	100,000	101,699	△ 1,699	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	100,000	101,699	△ 1,699	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	100,000	101,699	△ 1,699	
法人税住民税事業税	71,000	71,000	0	
当期一般正味財産増減額	29,000	30,699	△ 1,699	
一般正味財産期首残高	19,144,277	19,666,901	△ 522,624	
一般正味財産期末残高	19,173,277	19,697,600	△ 524,323	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	11,729,700	11,749,700	△ 20,000	
受取全法連助成金	11,729,700	11,749,700	△ 20,000	
一般正味財産への振替額	△ 11,729,700	△ 11,749,700	20,000	
一般正味財産への振替額	△ 11,729,700	△ 11,749,700	20,000	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	19,173,277	19,697,600	△ 524,323	

ちょっとお耳を



社労士コラム

コロナ禍での労務相談Q&A



社会保険労務士
うえすぎしのぶ
上杉 信夫
(飯田法人会会員)
明治大学大学院卒
(経営学研究科博士前期課程)

Q 1 社員が新型コロナウイルスに感染した場合、会社はまず何をすれば良いですか？

A 1 新型コロナウイルスは「感染法上で指定された感染症」ですので、感染拡大の観点から、就業制限の対象となります。したがって、まずその社員に「何月何日から出勤しないでください。」と、教えてください。それから休ませることになります。

さて、この場合、労働契約上の賃金も労基法 26 条の休業手当も支払う必要はありません。賃金不支給の理由は、民法 624 条に基づくノーワークノーペイの原則によります。休業手当不支給の理由は、この（新型コロナウイルスに感染したことが理由の）休業が「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないからです。

この場合に、活用していただきたい制度が 2 つあります。

- ① **健康保険の傷病手当金** …お仕事に関係なくて、新型コロナウイルスに感染し、4 日以上欠勤があるなどの傷病手当金受給の要件を満たすのであれば、前述の休業手当を支給しなくても傷病手当金の方は支給されます。
- ② **年次有給休暇** …会社が（就業制限の必要があつて）休業を命じた場合であっても、その社員から「私は年休の取得をしたいです。」と希望された場合に、会社がその希望を聞いてあげて、「はい、OK ですよ。」と、年休を与えてあげることは差支えありません。ただし、その場合、一点だけご注意ください。（前述の）「何月何日から出勤しないでください。」と休業を命じる前の時点で「会社はあなたに休業を命じますが、だからと言って、年休取得の希望を拒むことはしません。さて、あなたは年休取得を希望しますか？」と聞いて（確認して）いただきたいのです。このことは案外大事です。そうしておけば、後でトラブルに発展することはないでしょう。

Q 2 当社はコロナ禍によって、売上げが激減し、経営危機に直面しています。やむを得ず、事業規模縮小とそれに伴う人員整理として、希望退職の募集や退職の勧奨を考えていますが、どのように進めたら良いですか？

A 2 社員に対して経営する側から可能な限りの再就職支援案を示すと同時に（質問者様お話の）、希望退職の募集や退職の勧奨の実施期間の設定と、退職の動機づけ（モチベーション）のために退職金などの金銭面での条件の設定を速やかにしてください。会社が社員に対して（自発的に）退職という、生きるか死ぬかの大変に重い決断をしてもらうためには、退職の動機づけが必要です。

会社規程に基づいた退職金、それとは別に何らかの加算金が存在するのであれば、それらの「お金に関係したすべて」をきちんと整理した上で、具体的な金額を提示してあげてください。紙面の関係上、一つだけ例を示します。ある会社は、希望退職の募集をするにつき、社員一人ひとりの解雇予告手当を算出し、その 90 日分の一時金をそれぞれに提示しました。もちろん「うちはもっと出してやれるぞ。」とおっしゃる会社はもっと多い金額の提示をしてあげてください。コロナ禍などなければ、どなたもきっと幸運な人生がこの先もずっと続いたはずなのですから。

最後に、老婆心ながら、「退職の効果」についてお話しさせてください。「退職」というのは、会社と社員とが合意しなければ効果が生じません。私が恐れているのは、今の今、世の中は非常事態に陥っています。コロナ禍は人の世の平和を乱し、人々の心を翻弄し、本来なら仲の良かった労使の関係にも殺伐とした影を落とします。ここは、労使お互いにどんな些細なトラブルも出来得る限り避けて人生を歩んでいってほしいと願います。そのためにも、退職の時期や前述の退職時に纏わる一時金の支給の有無も含めて、「これこのとおり。確かにあの時、会社と退職社員が合意をした事実がここに在ります。」と示せるように、「合意書」の作成をお勧めいたします。もちろん、書面です。



要チェック

《お知らせ掲示板》



一顧問弁護士無料相談一 (弁護士3名)

ご利用案内のチラシ(年1回封入)を同封しました。心配ごとを抱え込まず、お気軽にご相談ください。(ホームページからもお申し込みいただけます。)
※詳細は同封のご案内チラシ参照

決算法人説明会

対象：7・8・9月決算法人
日時：6月18日(金) 10:00~11:30
14:00~15:30
会場：南信州・飯田産業センター(エスパード)
「決算と申告の注意事項」
「調査指導等から見た注意点」
講師：飯田税務署担当係官(Web聴講も併設の予定です。)
○受講会員には申告書添付用受講証シール(オレンジ色)を配布します。

本会・支部通常総会開催予定

(4/7現在の開催予定)
6月3日(木) 本会
5月10日(月) 喬木支部
5月11日(火) 飯田支部
5月19日(水) 阿南・売木支部
5月20日(木) 松川支部
5月20日(木) 下條支部
5月20日(木) 西部支部
(書面決議) 高森支部
※詳しい内容は支部からの開催通知でご確認ください。

予 定

9月14日(火)・15日(水)
会員成人病予防健康診断 南信州・飯田産業センター(エスパード)
10月15日(金)
会員親睦ゴルフコンペ あららぎC.C.

※各会場ではマスク着用、消毒などコロナ対策を講じますが、感染拡大状況により中止となる場合がございますのでご承知おきください。
※予定等は変更になることがありますので、詳細は案内通知をご確認ください。

飯田支部総会記念講演会のご案内

日 時 令和3年5月11日(火) 受付 13:00~
講演会 13:30~15:00
総 会 15:10~17:00

会 場 シルクホテル(錦町1)
電話(0265)23-8383

記念講演 テーマ
コロナ襲来の「現実」と
未来への「教訓」
(一般聴講歓迎 定員60名)

講 師 作家・ジャーナリスト 門田隆将氏



一般社団法人飯田法人会 総会記念講演会のご案内

日 時 令和3年6月3日(木) 受付 13:00~
講演会 13:30~15:00
総 会 15:10~17:10

会 場 シルクホテル(錦町1)
電話(0265)23-8383

記念講演 テーマ
トヨタで学んだ組織マネジメント
~チャレンジできる組織に変革させる~
(一般聴講歓迎 定員60名)

講 師 A.T.Marketing Solution 代表
元トヨタ自動車レクサスブランドマネジメント部長
高田敦史氏



※どちらの講演会も事前申込の方のみの入場となります(法人会事務局まで)。会場ではマスク着用・消毒・検温などコロナ対策へのご協力をお願いします。感染状況により中止となる場合がございますのでご承知おきください。

税務署・税理士会との三者懇談会を開催 —税に関する事業の相互協力を確認—

飯田法人会では、税務に関する研修事業や普及・対応が円滑に進むよう、また法人会が行う活動への理解と協力を求めるため、毎年、飯田税務署・税理士会飯田支部執行部と本会正副会長との懇談会を開催している。本年度は、2月2日（火）午前11時から「舞鶴」において同懇談会を開催した。

税務署から遠山署長・林統括官・宮腰総括上席調査官各氏が、また税理士会飯田支部からは小原支部長他4名の副支部長さんにご出席いただき、所期の目的に沿って活発な情報や意見交換が行われた。

主な懇談テーマは、1. 飯田法人会の組織充実について（会員加入率の現状と会員勤奨依頼）2. 税制の動きの解説や税制改正要望（要望書作成へのご指導や提言依頼）3. 決算法人説明会及び各種税務研修会（講師斡旋・出席率向上の働きかけ）4. 租税教室・絵はがきコンクールの実績や今後の進め方、等々、法人会の主要な税務関係事業や内容について税務署や税理士会へ説明や依頼を

行うとともに、提案や要望なども伺い、今後のより充実した相互の協力体制を確認した。

コロナ感染拡大防止対策がどの活動においても不可避の状況のなか、必要な事業の選択と効率的な推進の方法（リモート開催他）が今後の課題となっている。



三者懇談会

—女性部—

飯田税務署長講話の開催

2月5日、女性部（五十君永子部長 部員206名）は、コロナ対策を講じたうえで、税務署長講話を開催しました。

例年は同時開催の昼食懇親会と健康講座は行わず、7月より着任された遠山税務署長さんをお迎えし、ピーラクスマツカワで17名がお話をお聴きしました。

「お酒の話」と題し、酒税法におけるビールと発泡酒をはじめ各種酒類の分類や税率、日本酒とワインのラベル表示内容など、特に裏ラベルには特徴やお勧めの温度まで、酒税を切り口として奥深いお酒のお話でした。講話の後では、お店に並ぶお酒のラベルをよーく見るようになりました。

コロナ禍では強度数のアルコールは貴重な消毒薬でもあります、飲酒用ではありませんのでくれぐれもご注意ください。



遠山税務署長

飯田税務署確定申告会場へ 第5回「絵はがきコンクール」作品の展示

当会女性部（五十君永子部長 部員206名）は、第5回となる絵はがきコンクールを実施し、昨年中に表彰を行いました。（前号掲載）

また、今年も飯田税務署のご協力により、絵はがきコンクール応募全35作品を、確定申告の時期に合わせて申告会場へ展示していただきました。子供たちの素直な気持ちから描かれた絵が、税金で支え合う社会を表現しています。

コロナ禍で租税教室が開催できなかったためか、令和2年度の応募作品は少なかったのですが、ご協力をいただきました、小学校の先生方、一生懸命考えて描いてくださった小学生のみなさん、また、お子さんにアドバイスをしてくださったご家族のみなさんにお礼を申し上げます。



絵はがき・作文・法人会の広告ポスターも展示

新会員ご紹介 (令和2年3月31日～令和3年3月31日)

社名	代表者名	所在地	業種
(有) 田中住建	田中孝志	下伊那郡豊丘村神稲9050-1	建築業
ツリーライフサポート(株)	松岡秀治	飯田市北方3445-3	森林管理
(株) 久保田工務店	久保田紀雄	飯田市羽場町2-19-8	建築工事業
(株) アイプラン	井上宏幸	下伊那郡高森町山吹5894-2	塗装業
(株) 岩崎安全企画開発	岩崎 愈	飯田市中央通り4-43	不動産管理業及び賃貸業
ファイナンシャルアライアンス(株) 飯田営業所	池戸勝志	飯田市鼎上山3723-5	生命保険、損害保険代理店業務
合同会社 EN(あいのて 飯田店)	秦 光正	飯田市松尾代田1588-1	医療、保険での在宅訪問マッサージ
伊藤設備工業(有)	伊藤大介	飯田市丸山町4-5782-1	設備業
(株) 熊谷商店	熊谷光剛	下伊那郡高森町下市田3205-6	産業廃棄物収集運搬業
居酒屋 かつぼれ	竹内園恵	飯田市常盤町13 音羽ビル	飲食業
K S G サービス	桜井恵友	飯田市主税町24	太陽光発電工事全般、住宅リフォーム全般、ガス取り扱い店
スマイル代行	小林和敏	飯田市上郷黒田5629	代行業
(有) 塩沢電機工業所	秦 浩之	飯田市上郷別府3344-2	自動車電装品整備業
M M K (株)	小平 彰	飯田市鼎下山856-5	保険業
綿半レンタル(株)	小川多々雄	飯田市鼎名古熊2073-1	イベント式典の企画・提案・会場設営・運営、個人向けレンタル
(株) 応 緑	岡島永治	下伊那郡高森町上市田244-12	福祉用具貸与・販売・住宅改修
小松屋(株)	手塚 勇	下伊那郡高森町下市田513-1	飲食業(肉そば)
(株) 西川商店	西川 範明	下伊那郡平谷村1300	ガス販売
シグナルフューチャープレス	横前 彰人	飯田市東中央通3254-5 2F	印刷業、ホームページ製作業、映像製作
ウルムデザインラボ(株)	梅村良作	下伊那郡阿智村伍和3514-1	3DCADデータ作成、編集、2DCAD・3DCADの入門講座受託、意匠デザイン、設計(機構筐体)、試作品及び金型部品、機械部品の製作
一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター	宮下 彰	下伊那郡松川町大島2065-1	観光まちづくり法人(地域DMO)、地域限定旅行業、宿泊業
(株) R a u h	佐々木 学	飯田市北方2040-6	電気工事業
チキンハウスかしわ	宮島孝二	飯田市鼎西鼎650-1	飲食業

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

37万社の中小企業を支える責任。



松本支社/
長野県松本市本庄 1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829



令和2年度税に関するポスター



飯田市租税教育推進協議会会長賞
千代小学校6年 田中優捺さん



飯田市長賞
山本小学校6年 柴田美寿さん



飯田税務署長賞
山本小学校6年 代田 蒼さん

(学年は令和2年当時)

編集後記

桜も例年より早く咲き終わり、過ごしやすい季節になってきました。皆さんは元気にお過ごしでしょうか？
コロナ禍でちょっと旅行へというわけにも行かず、少し不自由な生活を送っているかと思います。
今回は、私が最近気になる事を取り上げて見たいと思います。

昨年までは、米国の大統領トランプ氏の話題が持ち切りであったと思うのですが、大統領もバイデン大統領に代わり、トランプ氏の話が最近聞こえなくなりました。政権が代わりトランプ氏のニュースがなくなるのは当たり前ですが、だからと言ってバイデン氏のニュースが流れるわけではありません。トランプ氏がツイッターでつぶやき、劇場型の政治ショーが終わりを告げたのです。バイデン氏は民主党のチームの中で政策を動かしています。トランプ元大統領のようにバイデン氏が表に出て毎日のように一挙手一投足を注目する形ではありません。つい先日まで、トランプ氏がツイッターで呟けば、世界中の人々が右往左往する状況がなくなりました。北朝鮮の金正恩氏すらトランプ氏のツイッターに注目し側近に常に翻訳させていたと聞きます。

コロナ禍ではありますが、米国の2大政党の分裂や様々な格差の問題、米中の貿易摩擦の対立や様々な世界情勢は変わっていません。ですが、米国発信のトランプ流劇場型政治ショーは終わりました。

最後に新しい形の国際情勢を今後も注目しつつ、コロナウイルスも知らないうちにトランプ流の政治が終焉を迎えたように、少しでも早く収束に終わる事を期待する日々であります。



広報委員
中島 隆

いいだ法人 第145号 2021・4 春 Spring

令和3年4月21日発行
年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・児島博司
副委員長・棚田 稔
副委員長・南島治史
委員・木下裕介・塚平一人・熊谷 弘
・中島律子・中島 隆・小林亮夫

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。